

(質問第百十九号) 昭和二十二年十一月十四日配付

保健所費用支出等に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十一月十二日

参議院議長 松平恒雄殿

小川友三

保健所費用支出等に関する質問主意書

一、全國の保健所は政府の考えらるる理想通り運営されて居らない、その主因は國庫の支出が惡い点に主たる原因がある。惡性インフレで國民は耐乏生活を片山首相の言わるる通りやつてゐるが、当然必要の経費は出すべきであるが政府の処見を問う。定員に対し正味の數たる保健所の医師就任數及保健所の保健婦數御答弁をこう。

二、戰災により焼失した全國の藥學專門學校校舍、研究設備は、國家が全力を挙げて支援すべきである。高度化學文化國日本を建設する爲、援助貸付金を政府はすべきであるが、処見を問う。

三、盲人にて出来る職業は、盲人独自の(感)、或は(勘)による、指圧療術又は、鍼灸術である。特に鍼灸術の効果は施術者の多くの認むる処である。之の人々に鍼灸術を天職として許可するは、政府の最良の政策である。政府は今後も盲人の鍼灸術を許可すべきであるが、処見を問う。